

令和8年2月27日

香川高等専門学校における企業等のデジタルサイネージ設置及び
広告掲載の運用に関する募集要項

「香川高等専門学校における企業等のデジタルサイネージ設置及び広告掲載に関する要項」第6条に基づき、香川高等専門学校（以下「本校」という。）が指定する場所へのデジタルサイネージの設置及び広告掲載の運用を行う企業等を、以下のとおり募集します。

1. デジタルサイネージ設置場所、設置可能台数及び広告料(電気料等を含む。)等
別表1のとおり
2. 募集期間
令和8年2月27日（金）～3月12日（木）（募集期間内に応募が無かった場合、随時）
3. 設置期間
審査会による決定の翌月から機器設置は1年間です。なお、年度途中の場合は年度末までです。
4. デジタルサイネージ設置及び広告掲載の運用が可能な企業等
次の各号のいずれかに該当するもので、原則として香川県内に事業所等を有する企業等であり、デジタルサイネージの設置、保守及び撤去並びに同機器を利用した広告運用を実施できることが条件です。
 - (1) 香川高等専門学校産業技術振興会会員
 - (2) 本校の教育研究活動の成果を活用して事業を行う企業等
 - (3) 本校と共同研究又は受託研究を行う企業等
 - (4) 本校に寄附を行った企業等
 - (5) 広告を掲載するキャンパスの卒業生又は修了生の求人を行う企業等
 - (6) 本校の教職員又は学生に有益な情報提供を行う企業等
 - (7) その他校長が認める企業等
5. 申込方法
デジタルサイネージの設置等申請書（別紙様式1）に必要事項を記載の上、下記問い合わせ先まで送付してください。また、会社概要やデジタルサイネージの設置実績が分かる資料も併せて送付してください。
6. 掲載の決定
デジタルサイネージに関する申請書が到着後、本校にて申請内容、応募資格、設置実績等の観点に基づき審査し、デジタルサイネージの設置等許可・不許可通知書により通知し

ます。

7. 契約

デジタルサイネージの設置・運用を許可された者（以下、「広告運用実施者」という）は、別途、本校と契約書を取り交わすものとします。

8. 機器の設置

広告運用実施者は、所定の期日までにデジタルサイネージ機器の設置等を行ってください。

9. 広告料の納付

本校が発行する請求書により、広告運用実施者は、所定の期日までに広告料をお支払いください。なお、一旦お支払いいただいた広告料は、原則として返還できません。また、広告料は月単位となり、月の途中からの掲載であっても広告料の日割り計算はしません。

10. 申請・問い合わせ先

香川高等専門学校 総務・広報室

〒762-1192 香川県三豊市詫間町香田551番地

電話 0875-83-8506

E-Mail pr@t.kagawa-nct.ac.jp

別表 1

デジタルサイネージ 設置場所及び 設置可能台数	運用時間	規格	広告料 (消費税別)	効果
高松キャンパス 自彊会館2階売店前 1台	原則として平日 8:30から 17:00まで (土日祝日及び本 校一斉休業期間 中は休止する)	・原則として縦型55 型まで ・移動可能なこと ・タイマーによる電 源の自動ON,OFF 及び映像の自動再 生が可能なこと	2万円/月	学生及び 教職員約 900人が 日々往来
詫間キャンパス 第1講義棟1階学生玄関 1台			2万円/月	学生及び 教職員約 700人が 日々往来

デジタルサイネージの設置等申請書

香川高等専門学校長 殿

法人等名
住 所
代表者名

下記のとおり、貴校において、デジタルサイネージを設置し、広告運用を実施したいので、申請します。

記

1. 募集要項 4. 設置及び広告掲載の運用が可能な企業等の該当項目（(1)～(7)で記入）
2. 県内事業所の有無（無の場合は、本校及び地域に貢献できると考える理由も併せて記載すること）
有 ・ 無
3. 設置目的及び設置により本校や地域に貢献できると考えられること
4. 設置内容（機器の規格、画面サイズ等）
5. 設置を希望する場所（設置可能台数は、各キャンパス 1 台とします）
高松・詫間両キャンパス 高松キャンパスのみ 詫間キャンパスのみ
6. 希望する期間
年 月 日 ～ 年 月 日

※会社概要やデジタルサイネージの設置実績が分かる資料を添付すること